

益城町公告第6号

条件付一般競争入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和8年1月19日

益城町長 西 村 博 則

1. 入札に付する事項

- (1) 契約件名 マイナンバーカード券面印字プリンター機器 購入
- (2) 納入場所 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務概要 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 納入品 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 上限価格 932,800 円(消費税込)

2. 参加資格

本入札に参加する者は、入札参加届出書を提出した日から落札決定の日までの間において、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

なお、必要に応じて本町から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 国税、県税及び市区町村税を滞納していない者であること。
- (3) 代表者(法人にあっては役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者であって、これらと同等以上の支配力を有するもの)、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者を、法人でない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業者にあってはその者をいう。)が益城町暴力団排除条例(平成23年益城町条例第14号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人への本物件の納入実績があること。
- (5) 益城町物品購入及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成21年益城町告示第47号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中で

ないこと。熊本県内の他の地方公共団体から熊本県内の物品及び業務委託等契約の履行にあたり、指名停止措置又は指名除外措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

3. 入札・契約担当部局

益城町 住民課

住所:〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

電話:096-289-2300 ／ FAX:096-289-3199

4. 入札等の日程

入札手続き等	期間・期日等
仕様書の閲覧及び配布	令和8年1月19日(月)から令和8年1月30日(金)午後5時まで
入札参加届出書の提出	令和8年1月19日(月)から令和8年1月30日(金)午後5時まで
質問書の提出	令和8年1月19日(月)から令和8年1月26日(月)午後5時まで
質問に対する回答日	質問書を受理した日の翌日から起算して3営業日以内の日まで
入札期間	令和8年2月2日(月)正午から令和8年2月10日(火)午後5時まで
開札	令和8年2月12日(木)午前10時
落札者決定通知	令和8年2月12日(木)午後(予定)

5. 仕様書の閲覧及び配布

仕様書は、前記4に示す期間中、本公告のホームページ又は前記3の担当部局窓口において閲覧及び配布を行う。

6. 入札参加届出書の提出

本入札に参加を希望する者は、本公告のホームページ又は前記3の担当部局に備えつけの「入札参加届出書」を前記3に示す部局宛て、前記4に示す期間中に、持参又は書留郵便により提出すること(必着)。

7. 入札参加資格の決定

入札参加資格が無い者には令和8年2月2日(月)正午までに電話で連絡する。電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。

8. 質問書の提出及び回答

(1) 本入札に関する質問がある場合は、書面(様式は自由)により、前記3に示す部局宛てに、前記4に示す期間中に、持参、書留郵便又はFAXにより提出すること(必着)。

(2) 質問の回答は、質問内容と併せ、質問者名等を伏せて、本公告のホームページに掲載する。

9. 入札方法等

(1) 入札は書面による入札とし、前記4に示す期間中に、本公告のホームページまたは前記3の担当部局窓口に備えつけの「入札書」を持参又は書留郵送により提出すること(必着)。

なお、郵送の場合は二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書きし、内封筒に入札業務名、履行場所、商号及び代表者名を記入した封筒に封入するものとする。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は、請負金額の100分の10以上を納付するものとする。ただし、益城町財務規則(平成16年3月1日規則第25号。以下「規則」という。)第81条ただし書きに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 入札執行回数は、1回とする。

11. 入札の無効

益城町競争契約入札心得(昭和45年益城町告示第18号。以下「心得」という。)第6条に該当する入札、又は申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

12. 開札場所

開札は、前記4の日時に、益城町役場で行う。

13. 落札者の決定

- (1) 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低の価格で有効な入札を行ったものが複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者決定通知は、前記4の期日に、益城町ホームページで公表する。

14. 契約

- (1) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (2) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (3) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 異議の申立て

入札参加者は、入札後、仕様書についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

16. その他の事項

その他の事項については、規則及び心得に示すとおりとする。